

## 【農振編入の手続きのための手順書】

この変更は、土地改良事業等で農用地区域外の農地を農用地区域内に編入する手続きです。

### <申出手順>

1. 農用地区域内への編入を考えている農地は、事前に青地農地かどうか、白地農地の場合は編入見込みがあるかどうか、市農業振興課（電話 083-934-2815）に確認してください。
2. 編入予定の農地が確定したら、受付期間中に申出書類一式をご提出ください。  
原本1部、複製4部（カラー部分についてはカラーコピーが必要）
3. 農振編入受付後、手続きが完了しましたら、市農業振興課から手続き完了の電話連絡をします。

### <受付期間>

受付は「年3回」となります。

◆1回目： 1月1日～1月15日（午前8時30分～午後5時15分）

◆2回目： 5月1日～5月15日（午前8時30分～午後5時15分）

◆3回目： 9月1日～9月10日（午前8時30分～午後5時15分）

※いずれも閉庁日を除く。最終日が閉庁日の場合はその次の開庁日まで。

※受付後、農振編入の手続きが完了するまでに約6ヶ月かかります。

### <申出に必要な書類>

- (ア) 農用地区域変更申出書 **様式1** … 余白に「編入理由」をご記入ください。
- (イ) 土地全部事項証明書（登記簿謄本）
- (ウ) 【一筆未満で申請する場合】 求積図（実測図）… 一筆全体を図示した上で申出地を赤色で塗りつぶすこと。
- (エ) 位置図（縮尺 1/5000 程度）… 申出地を赤色で塗りつぶすこと。
- (オ) 現地案内図（縮尺 1/1000 程度）… 申出地を赤色で塗りつぶすこと。
- (カ) 公図 … 申出地を赤色で塗りつぶすこと。
- (キ) 申出地の写真（複数枚）… ①申出地全域と申出地の隣接地との境界が写っているもの。②申出地を赤枠で囲い、複数の筆がある場合は赤ペンで地番を記入。③申出地が一筆未満の場合は一筆全域が写っているもの（筆全体は黒枠で、申出部分は赤枠で囲う）。④「公図」に撮影位置と撮影方向がわかるように矢印を記入すること。
- (ク) 【登記名義人が死亡している場合】 相続関係説明図
- (ケ) 【登記名義人が死亡している場合】 除籍謄本等

### <問い合わせ先>

山口市農業振興課 農業企画担当

電話 083-934-2815 / FAX 083-934-2651 / E-mail n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp